南中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうることであり、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

学校は、学校長のリーダーシップのもと、「いじめを生まない学校」作りを目指し、いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ組織的に対応し、再発の防止に努め、教育活動全体を通じて好ましい人間関係や豊かな心の育成等に取り組まなければならない。

本校ではいじめ防止対策推進法の基本的な方針に基づき、また、学校教育目標「調和と統一の取れた人間の育成」を目指し、いじめ防止等のための対策に関する基本方針を策定した。

１、いじめ問題に関する基本的な考え方

１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場を尊重しなければならない。

なお、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

ア）冷やかしやからかい
イ）悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
ウ）仲間はずれ、集団による無視をされる
エ）軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
オ）ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
カ）金品をたかられる
キ）金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
ク）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
ケ）パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

２）いじめの基本認識

① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
② いじめは、決して許される行為ではない。
③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめの行為にはさまざまな態様がある。
⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
⑨ いじめは解消後も注視が必要である。

３）いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校教育目標「調和と統一の取れた人間の育成」を実現のためには、学校は生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、健全な成長及び人格の形成ができる場所でなければならない。いじめはいじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えてしまう行為であり、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるため、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策等は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめが起きた場合の対処だけでなく、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくり、安全安心な学校づくりなど、学校、家庭、地域住民が連携を深める中で生徒の人間性をはぐくみ、思い遣る心の育成を図りつつ、積極的にいじめの防止対策に取り組まなければならない。

２、いじめ対策の組織

組織（通常時）

いじめ対策委員
校長・教頭・各学年主任・いじめ担当・生徒指導主事・養護教諭

校長（教頭）	召集・判断・指示
生徒指導主事	外部機関との連絡調整
養護教諭	健康・安全面の対応

⇩

組織（緊急時）

緊急いじめ対策委員
・校長・教頭・各学年主任・いじめ担当・生徒指導主事・養護教諭
・当該学年職員・スクールカウンセラー・学校評議員
・市自立指導支援員・南警察署スクールサポーター
（メンバーは実態等に応じて柔軟に対応）

活動
①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
②いじめ防止に関すること。
③いじめ事案に対する対応に関すること。
④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

開催　月１回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

３、未然防止の取り組み

いじめ問題においては、「いじめを起こさない学級、学年、学校作り」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることであるという認識を教職員がもち、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育てることが必要である。本校では「安心して生活できる学校作りのために」「いじめを許さない雰囲気作りのために」年間を見通し、いじめ防止のための取り組みを計画・実施していく。

（ア）互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
・自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団
・生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級

・正しい言葉遣いができる集団
・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについての話し合い活動の推進
・発達段階に応じて、いじめの心理について学習
・リーダーの育成

（イ）全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
・道徳の授業ではいじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫
・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実
・奉仕的体験活動への積極的取り組み
・生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成
・インターネット等の使い方の学習会

（ウ）授業中における生徒指導の充実
・「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒の学ぶ意義、姿勢、態度の育成
・授業規律の確立
・教え合い、学び合いを通して、お互いの向上を認め会える学習集団作り

（エ）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携
・いじめの実態や指導方針などの情報を提供
・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発
・学校便り等の活用
・相互理解、問題に対しての連携

（オ）学校行事、生徒会活動など生徒の自主的な活動の支援
・生徒の活動を中心とし、よりよい人間関係を築く行事の企画・実施
・自分たちの問題として、いじめの予防と解決に取り組む生徒会活動

（カ）教職員の意識向上のための校内研修の実施
・いじめ問題への対応について、校内研修を計画的に実施
・いじめの対処の取り組み検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し
・情報交換等連絡体制作り

４、早期発見の取り組み

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係をつくることが大切である。いじめは、気づきにくいところで行われやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を見落とさず、いじめを見逃さないことが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが必要である。

いじめの早期発見のために次のようなことを実施していく。

○いじめ発見のためのアンケートの実施（いじめ担当）
○チェックリストをもとにした教師による観察と理解
○児童生徒自身によるいじめ問題への取り組み（生徒会担当）
○Ｑ－Ｕ（学級診断尺度調査）の活用（研究主任）
○家庭との連携
○相談体制作り（いじめ担当、不登校担当、生徒指導主事）
○個別面談や生活ノートによる情報収集
○スクールカウンセラーとの連携（不登校担当）
○日常的・積極的な子どもとの会話

５、いじめへの対処

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る必要がある。

○いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
○いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
○いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
○指導後の継続的な指導と観察をする。
○全体への指導をし、いじめを許さない集団を作る。
○また、迅速、的確、丁寧に対応しいじめの深刻化を防ぐと共に、重大事態、緊急事態の場合には設置者からの指示に従って、①別室登校・②休む・③相手の出席停止・④転校なども視野に入れて必要な対応を行う。いじめも対応が長期化すると思われるときは、市いじめ対策支援チームに依頼し、支援を求め、問題の早期解決に当たる。また、犯罪行為として取り扱われる場合は、学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談する。

いじめへの対処　（いじめ発見から解決までの取り組み）

1　いじめ情報の把握
いじめの発見

○「いじめ対策委員会」の召集
○いじめられている生徒の安全確保
○見守り体制の整備

↓

発見者→担任→学年主任→校長・教頭
→いじめ担当・生徒指導主事

2　実態把握

○当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
○個々に聴き取りを行う。
○関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

↓

3　指導体制
方針の決定

○指導のねらいを明確にする。
○すべての教職員の共通理解を図る。
○対応する教職員の役割分担を考える。
○教育委員会、関係機関との連携を図る。

↓

4　生徒指導・支援
保護者との連携

○いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
○いじめた生徒に、相手の気持ち焼いた身を理解させる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
○直接会って、具体的な対策を話す。
○協.を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

5　今後の指導計画	○継続的に指導や支援を行う。 ○カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。 ○心の教育の充実を図り、誰もが大切切にされる学級経営を行う。
⇩	
6　いじめ対処に対する評価	○いじめの早期発見、いじめに対する対処に関して適性に評価し、今後に生かせるようにする。

6、その他の留意事項

①組織的な指導体制

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを原則とし、以下のようなことを教職員で共通理解する。

○いじめ問題はチームで対応することを原則する。
○いじめ対策に同一歩調で取り組む組織とする。
○いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようする。
○各学級で起きていることを見えるようにして、担任と学校全体が協力し取り組む。
○問題解決までの過程を明確にして、解決した後も継続的に観察、指導する。
○経過の記録を残す。

②いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

○職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深める。

③校務の効率化

○生徒と共に過ごす時間を多くし、いじめの未然防止となるように時間を確保する。

④学校評価における留意事項

○いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の３点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。また、学

期ごと検証結果を市教育委員会に報告する。

ア いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

イ いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

ウ いじめの対処に関する取り組みに関すること。

⑤保護者や地域との連携

○日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求める。

7、いじめ防止指導計画の作成

	教職員の活動	生徒の活動
4	○学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成【職員会議】 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発【保護者会】	○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり【学級活動】
5	○教育相談の実施 ○校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	○行事をとおした人間関係づくり
6	○「Ｑ－Ｕ」活用	○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】
7	○いじめアンケート実施と分析 ○三者懇談	○「携帯・インターネットの使い方」講演会
8	○研修講座への参加	
9	○夏休み明けの教育相談の実施	○行事をとおした人間関係づくり
10		○話し合い活動「学級の諸問題」

11	○いじめアンケート実施と分析	○行事をとおした人間関係づくり ○生徒会「いじめの取り組み」
12	○三者懇談 ○学校評価の実施	
1	○冬休み明けの教育相談の実施	
2	○いじめアンケート実施と分析	○話し合い活動「学級の諸問題」【学級活動】
3	○記録の整理、進級する学年への引き継ぎ ○小中の情報連携のための連絡会	○行事をとおした人間関係づくり

（１）基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

（ア） 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯
なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

（イ） 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うた
め、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

（ウ）保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に
資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

（エ）その他必要な措置と
して、人権作文・道徳集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

（ア）いじめ調査等
いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の
とおり実施する。

①生徒対象いじめアンケート調査 年３回（７月、１２月、２月）

②保護者対象いじめアンケート調査 年２回（７月、１１月）

③教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年２回（６月・１１月）

（イ）いじめ相談体制
生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相
談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーの活用

②いじめ相談窓口の設置

（ウ）いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、
いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その
他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネッ
ト
を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発
活

動として、情報モラル研修会等を行う。

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア　いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ　いじめの再発を防止するための取組に関すること。

関係機関との連携

〇窓口の確認

〇日頃からの情報交換

●いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

●いじめた生徒に、相□の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分 に□う中で「いじめは決して許されない□為である」という人権意識をもたせる。

問題への対応（いじめの発見から解決までの取り組み）

１　いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者→担任→学年主任・副主任→いじめ担当・生徒指導主事
→校長・教頭

２　いじめ対策組織の編制

校内委員会を基本とし事案に応じて柔軟に編制する

３　対応方針。役割分担

①情報の整理

事実の確認　　～被害者→周囲の生徒→加害者の順で～

●担当の教師、担当学年の教師が中心で行う。ただし、必要に応じて柔軟に対応

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。

○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。

○関係者からの情報に食い違いがないか､複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。

○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。

○聴取を終えた後は、教師が保護者に直接説明する。

②対応方針

○緊急性・重大性の確認（自殺・不登校・暴力等の危険度）

○指導の際の留意点の確認

○外部との連携

・市教育委員会　報告と対応方針の相談　校長

・警察　生徒指導主事

・医療機関　養護教諭

・ＰＴＡ、本部役員会への報告・相談　教頭

・保護者への対応　教頭